

自動販売機設置事業者募集に係る仕様書

1 設置場所及び設置可能面積

施設名称	宇和島地区広域事務組合 汚泥再生処理センター
設置場所	汚泥再生処理センター計量棟前敷地
台数	1 台
種類	密閉式容器自動販売機
設置可能面積	W1300mm×D650mm×H1900mm 程度

※設置場所は、別添「自動販売機設置場所配置図」参照

2 契約期間

令和7年9月1日から令和10年8月31日まで

3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置者の遵守事項

(1) 環境対策

- ① 省エネ「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。
- ② ノンフロン二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とする。

(2) 安全対策

- ① 転倒防止「自動販売機の据付基準」(JIS規格)及び「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売機工業会作成)を遵守した措置を講じるものとする。
- ② 食品衛生「食品、添加物等の規格基準」(食品衛生法)及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」(業界自主基準)等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。
- ③ 防犯硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造硬貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自動販売機堅牢化基準」(日本自動販売機工業会作成)を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(3) 災害対応

- ① 災害等の有事の際には、停電時でも飲料水を確保することができる災害対応機能を有している機種であること。
- ② 設置に当たり、「災害時における救援物資提供に関する協定」を締結するものとする。

(4) 使用済み容器の回収

① 回収ボックスの設置

自動販売機には回収ボックスを設置し、次の点に留意し、自動販売機横に設置す

ること。なお、設置する回収ボックスの容量及び個数については、双方協議により決定するものとする。

ア 素材：プラスチック製又は金属製とする。

イ 容積：回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とする。

ウ その他：回収ボックス内の使用済み容器は設置者において回収するものとする。

② 使用済み容器の処理

容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）など、関係法令に基づいて適切に処理する。

(5) 自動販売機の設置及び管理運営

① 設置者において、商品の補充及び冷暖変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。

② 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努める他、故障時には即時対応する。

③ 商品の補充及び使用済み容器の回収は、回収ボックスの容量を考慮し、適宜行うものとする。

4 販売商品の種類等

(1) 種類 酒類を除く飲料とする。

また、商品の入れ替えを行う場合は、別途協議するものとする。

(2) 価格 標準販売価格(定価)以下とする。

(3) 容器 密閉式容器とする。(ペットボトルは可)

5 使用料

(1) 自動販売機の設置に伴う使用面積は、設置する自動販売機の面積及び回収ボックスの面積によるものとする。

(2) 1㎡メートル当たりの使用料は年額 841 円とする。(令和7年度の使用料は 488 円)

(3) 上記年額については、自動販売機の設置に伴う宇和島地区広域事務組合が宇和島市行政財産の目的外使用許可に係る料金で行政財産の使用料徴収条例の規定に基づき算定したもの。(年度毎使用料を算定する。)

6 売上手数料

当該自動販売機の総売上金額に、契約割合を乗じた金額とする。(1円未満の端数は切り捨てる。)

7 その他の費用

(1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。

(2) 電気使用料は宇和島地区広域事務組合の負担とする。

- (3) 設置にあたっては、汚泥再生処理センター担当職員の指示に従うものとする。

8 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して汚泥再生処理センター担当職員の確認を受けなければならない。

9 自動販売機設置に伴う事故

宇和島地区広域事務組合の責に帰することが明らかな場合を除き、設置者がその責を負う。

10 商品等の盗難及び破損

- (1) 宇和島地区広域事務組合の責に帰することが明らかな場合を除き、宇和島地区広域事務組合はその責を負わない。
- (2) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は棄損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

11 その他

- (1) 設置する自動販売機には、利用者の見える位置に緊急連絡先を記入すること。
- (2) 事業の執行、施設管理を行う上で必要な施設の閉鎖及び停電並びに電力会社による計画停電等による売上の減少等については、宇和島地区広域事務組合はその責を負わない。
- (3) 本業務の履行に当たって、仕様に無い事項又は疑義が生じた事項については、双方協議の上決定し、又はその解決を図るものとする。